

平成25年10月4日

各部課等の長 殿

政策推進部長

平成26年度予算編成方針について

1 経済情勢等

平成25年8月8日経済財政諮問会議提出の「中期の経済財政に関する試算」によれば、日本経済再生に向けた「三本の矢」①大胆な金融政策 ②機動的な財政政策 ③民間投資を喚起する成長戦略の効果が着実に現れれば、今後10年間の平均経済成長率は実質2%、名目3%となり、消費者物価上昇率も2%程度で安定的に推移する見通しとなっている。

内閣府の9月の月例経済報告においても、「景気は、緩やかに回復しつつある。デフレ状況ではなくなりつつある。」との判断をしている。先行きについては、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクであるとしながらも、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。

2 国政の動向等

国においては、平成26年度の予算編成に向け、平成25年8月8日に閣議決定了解された「平成26年度概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「中期財政計画」に沿って民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方達成をめざし、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

年金・医療等については、前年度予算額に自然増9,900億円加算し、地方交付税については、中期財政計画との整合性に留意しつつ要求するとしている。

東日本大震災復興特別会計への繰入については、所要額を要求、また義務的経費については前年度と同額、その他の経費については前年度予算額の100分の90の範囲内での要求としている。

さらに「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、聖域を設けることなくゼロベースで見直しを行い、財源捻出に努めることとしている。

しかし、消費税増税分を見込まず、総枠を示さないままの予算要求のため、概算要求額は前年比で6兆6,000億円増となった。

消費税については、来年4月に8%に引き上げられることとなったが、併せて実施される経済対策等については、詳細はこれから示されることとなっており、引き上げに伴う影響は予測できない部分も多い。

3 本市の財政状況等

平成24年度の財政運営は、市税収入が減収となる中、普通交付税及び臨時財政対策債の増収や、人件費削減等の歳出削減努力により、比較的良好な決算となったが、言わば、国の「地方配慮」という政策に支えられたものであり、自主財源の増収や恒久的な歳出削減による自律的で力強い改善とは言えない。

さて、平成25年度の財政見通しであるが、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税総額は確保されるものの、景気の回復・地価の上昇はすぐには税収に反映されず、歳入の大宗を占める市税収入は減収基調が継続する見込みである。

消費税増税により使用料等の見直しが必要だが、すぐに転嫁することは難しく、歳入環境は依然として厳しい。

歳出面では、公債費や都市再生機構立替償還金などが依然として高水準で推移する中、社会経済情勢を反映した社会保障関係費の伸びが見込まれる。また、医療給付費等も増嵩基調にあることから、国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険事業特別会計繰出金、節水による有収水量減少による公共下水道事業特別会計繰出金なども伸びが見込まれ、社会保障関係費や公営企業会計における経営支援繰出などの経常的・固定的な経費のシェアが引き続き拡大傾向にある。

投資的経費の抑制が収支改善に寄与しているが、公共施設・インフラの老朽化で今後、維持補修及び改修費用が確実に増加する。

このため、累次の財政健全化の取組をもってしてもなお、財政構造は硬直化した状態であり、経済状況などの如何によっては財源不足の発生も想定される情勢である。したがって、実効性を伴う「選択と集中」が不可避な状況である。

4 財政運営の基本姿勢

平成26年度は、ふるさと龍ヶ崎戦略プラン（以下、戦略プラン）を確実に実施するための予算となる。このため、予算編成にあたっては、戦略プランの目標達成のための主要施策に財源配分を特化する。すなわち、義務的経費、放射線対策費及び主要施策に要する経費の財源確保を最優先とし、その他の経費にあっては「ゼロベース」とするので留意されたい。

ところで、基礎的自治体である市町村の責務は、どのような状況下においても、公共サービスの主たる担い手として、日々の業務を的確に遂行することにあるが、公共サービスを担保する財政基盤は、少子高齢化による本格的な人口減少に伴い減収基調が見込まれる反面、社会保障関係費の増嵩基調により、収支ギャップが構造的に拡大することが予想される。

このため、一般事業はもとより、主要施策であっても費用対効果の把握や、事業内容、実施主体等の適否を検証し、結果次第では中止を含む抜本的な見直しを行い、事務事業全般にわたり予算化の是非等を判断するなど、行財政改革を実行しながら、持続可能な財政基盤の構築を推進し、真に必要な事業の財源を確保するものとする。

5 平成26年度の予算編成の進め方

平成26年度予算は「龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例」（以下、条例）施行後2年目の予算であり、条例及び条例施行規則（以下、規則）に十分留意するとともに、平成25年10月2日付け「平成26年度予算編成における基本的な考え方」、戦略プラン及び前述の趣旨を踏まえ、次の事項に留意して編成するものとする。

なお、事務の詳細については、財政課長通知による。

(1) 条例による財政運営影響額の試算等の義務付け

① 公共施設等整備に伴う財政運営影響額（条例第19条、規則第11条）

総事業費が公共施設（庁舎、学校、図書館、コミュニティセンター、体育館などの建築物）で1億円以上、社会基盤施設（道路、河川、橋りょう、下水道、公園など）で2億円以上の新設、更新、大規模改造等をしようとする場合は、財政運営影響額の試算結果（向こう30年間）及び当該事業による社会的便益等の予測の公表を義務付けている。

- ・ 投資的経費 用地費、設計費、建設費、初度調弁費等の初期費用及び、特定財源
- ・ 経常的経費 管理運営費（人件費含む）、物件費、市債償還費等の経常的費用及び、使用料等経常収入
- ・ 更新費用 当該施設の機能を維持するため、一般的な知見により予測される維持補修費、工事請負費、備品購入費等の臨時的経費及び特定財源

② 公共施設の管理の最適化（条例第9条第1項）

公共施設によって提供する機能について、社会経済情勢の変化及び財政状況等に適合した必要性の高い機能を確保するため、公共施設の用途及び利用環境の改善、運営の効率化並びに統廃合等の推進を義務付けている。

(2) 重点分野

① 協働のまちづくりと地域力のアップに関する取組

まちづくりの主役は市民である。「公共を皆で担う」という理念のもと、市民の参画と協働の取り組みを拡大するとともに「地域力アップ」に様々な視点から取り組み、地域の力を活かしたまちづくりを推進する。

- ・ 市民活動日本一を目指したまちづくり（重点施策）
- ・ 市民みんなで考え、つくる、わかりやすいまちづくり
- ・ 地域の力を活かした、地域が輝くまちづくり

② 若者・子育て世代の定住環境の創出に関する取組

将来的なまちづくりを考えていくうえでも、若者・子育て世代を中心とした人口誘導が求められている。このため、安心して子育てができる環境の創出に向けて特色ある施策を展開し発信することで若者世代を呼び込み、

定住人口の増加を推進する。

- ・子育て環境日本一を目指したまちづくり（重点施策）
- ・心豊かな「龍の子」を地域で育てるまちづくり

③ まちの活性化と知名度アップに関する取組

本市には牛久沼に代表される豊かな自然，広大な農地，まちを支えてきた商工業，多彩な歴史や文化，流通経済大学など多くの地域資源が存在する。これら地域資源の活用を基本に，地域活性化と知名度の向上を図るものとする。その際，地域資源などを生かしたブランド力の強化を目指すものとする。また，環境・エネルギー問題については，環境負荷軽減の取組や，再生可能エネルギーの普及策などにも留意するものとする。

- ・豊かな自然・地域資源を生かしたまちづくり
- ・元気を生み出す活力のある産業が育つまちづくり
- ・大学のあるまちのメリットを生かした特色あるまちづくり
- ・環境先進都市を目指したまちづくり

④ 安心と住みよさが実感できる生活環境づくりに関する取組

日常生活を送っていく中での安心の確保と住みよい環境づくりはまちづくりの基本的な要素である。市民誰もが安心して快適に暮らすことができる生活環境づくりを推進する。

- ・安心安全が実感できるまちづくり
- ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ・交通インフラが充実した住みよいまちづくり

(3) 予算要求の基本的事項

① 義務的経費・経常的経費

ア 義務的経費・経常的経費ともに，制度の改廃等に留意のうえ，事業内容を精査するものとする。また，「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。

イ 経常的経費の要求にあっては，「そもそも市が実施する必要があるのか」という視点で，「必要性」と「担い手」を客観的に再検証するものとする。

② 政策的経費・投資的経費

ア 政策的経費又は投資的経費にあっては，「中期事業計画」（「戦略プラン掲載事業」分，「施設更新」分，「情報システム」分）における一次査定を経たもの（以下，概算要望等承認事業）に財源を優先配分するものとし，その他の事業については，ゼロベースとする。概算要望等承認事業であっても，事業の目的・効果，財源措置などを改めて検証し，真に必要な事業を厳選するものとする。

イ 政策的事業は，戦略プランの趣旨を踏まえるとともに，全市的に必須である行政サービス水準を一定レベルに維持したうえで，当該需要の多寡，緊急性の高低や地域特性を踏まえ，事業の選択を行うものとする。

③ 新規事業

新規のソフト事業は、概算要望等承認事業のほか、法律等により義務付けられたもの、国県等により財源が担保されるものとし、単独事業にあつては、既存事業の改廃等により、所要一般財源等についての確保が見込まれるものに限る。

(4) 行政改革の推進

「平成26年度予算編成における基本的な考え方」で示されたとおり、重点施策等の推進のためには、条例に基づく財政力向上の取組が必須であり、更なる行政改革を推進するものとする。その際、中長期の課題である少子高齢社会の進行に対応し得る行政運営の仕組づくりについても十分意識して取り組むものとする。

職員数の削減による財源確保の取組は、計画を上回り順調に推移している。反面、業務は多様化・複雑化を続け、一人当たりの業務は質・量ともに増大していることは承知している。しかし、行政コストのより一層の削減は必須であり、個々のスキルやモチベーションの向上はもとより、事業の取捨選択及び手法改善などによる全体的な業務量の圧縮、さらには、事務事業の再構築などの行政改革は避けられない。その際、市民の負担増を伴う改革にあつては、相当の困難も予測されるが、改革の必要性を共有することにより、市民の納得性を向上させ、理解が得られるよう鋭意取り組むものとする。

(5) 資産改革の推進（ストックの流動化及び活用）

大型の都市基盤整備がほぼ終了し、今後はストック（資産）のより一層の有効活用の推進が必要である。このため、施設の利用状況に加え、人口動態及び社会経済情勢の変化等を踏まえた今後の需要動向等を勘案するとともに、管理運営コスト及び老朽施設においては更新コスト等も勘案のうえ、真に必要な施設・サービスを厳選することが肝要である。

現在、政策推進部において、「公共施設再編成の行動計画」を作成中であるが、各施設管理者にあつては、施設老朽化の進行や利用実態等を踏まえ、利用環境の改善、管理運営の効率化や機能強化はもとより、多機能化や複合化を推進するなどにより、施設の規模、配置の最適化を図り、社会経済情勢の変化及び財政状況に適合した必要性の高い機能を確保する取組が条例により義務付けられていることに留意されたい。

なお、個々の施設においては、サービス改善、利用率・満足度の向上を図る観点も重要であることから、各施設管理者にあつては、施設の管理業務にとどまらず、新たな活用策・高度利用による「資産価値を高める」ための事業展開なども検討するものとする。

(6) 負担の公平性と自主財源の確保等

自主財源の根幹である市税徴収（収納）率の向上は、財源確保と負担の公

平性の両面から重要であることは言うまでもない。また、公共サービスの財源は、市税などにより広く負担されることが大原則であり、担税力のある者が納税せず、公共サービスを享受することは、公平性を著しく損なうものであり、目的税である国民健康保険税及び同様の性格である介護保険料などではその傾向がさらに強いものとなる。このことを踏まえ、全庁を挙げて適正課税・徴収率向上に取り組むものとする。

また、使用料等は、その利用者と非利用者との負担の公平性については、利用者の応分の負担によって初めて非利用者との負担の公平性が確保されるという視点から、受益者負担の適正化についても精査すること。

(7) その他

業務のアウトソーシング等にあっては、仕様書・設計書の創意工夫をはじめ、発注・入札方式の見直しなど多角的な検討を進めること。

また、特別会計や外郭団体等の経営支援的な補助金にあっては、自主独立を旨とする経営力強化の取組を促進するなど、歳出削減による自主財源の確保にも引き続き取り組むものとする。

さらに、当市が関連する一部事務組合及び外郭団体についても、本通知の趣旨の徹底を図るものとする。

国や県の制度改正や動向に十分留意することとし、常に最新の情報を収集すること。